

51—00 P U D T

無効審判

1. 制度の趣旨

権利に瑕疵がある場合、権利者には不当な権利を与え、本来何人も当該発明等について実施、使用できるにもかかわらず、それを禁止することになり、産業の発達を妨げるなどの弊害を発生させることがある。このような場合には、その権利を無効とし、権利を初めから存在しなかった、又は後発的無効理由（特 § 123 ①七、実 § 37 ①六、平23附 § 19 ②旧実 § 37五、意 § 48 ①四、商 § 46 ①四等）に該当するに至った時から存在しなかったとさせる必要があるので、これに応じて設けられたものが無効審判制度である（特 § 123 ①、実 § 37 ①、平23附 § 19 ②旧実 § 37 ①、意 § 48 ①、商 § 46 ①、§ 68 ④）。

2. 法改正の経緯

特許法等は、以下のとおり、改正されているが、原則、無効審判の手続については審判請求時の法律、無効理由については出願時の法律が適用される。

実用新案については、実体審査を行うことなく権利を付与する制度が、平成5年法で導入された。

この章51においては、平成5年法改正前の旧実用新案法については「旧実」、平成5年法改正後の新実用新案法については、「新実」と略記することがあり、「実用新案」とは旧実、新実の両者を含むものとする。

(1) 平成5年法律第26号（平成6年1月1日施行）

実用新案について、実体審査を行うことなく権利を付与する新実用新案制度が導入され、無効審判手続についても改正が行われた。

新実用新案においては、登録後、訂正書の提出により、本案審理をすることなく、訂正ができる。

特許、旧実用新案（平5附 § 4②、平23附 § 19②）については、無効審判手続中で明細書又は図面の訂正を可能とする訂正請求制度が導入され、無効審判が特許庁に係属するとき訂正審判の請求ができなくなった。

特許、旧実用新案について、訂正無効審判が廃止され、新規事項を追加する補正及び新規事項を追加する訂正は、無効理由となった（平23附 § 19②旧実 § 37①二の二）。ただし、平成5年12月31日以前に請求された訂正審判によりされた不適法な訂正は、無効理由とならず、訂正無効審判で争う（平5附 § 2⑤旧特 § 129、平5附 § 4①旧実 § 40）。

(2) 平成6年法律第116号（平成8年1月1日施行分）

特許、旧実用新案については、付与後の特許異議申立制度が導入され、出願公告制度が廃止されたことに伴い、公告後補正についての無効理由が削除された。

平成6年法改正のうち、明細書の記載要件、外国語書面出願関連の規定については、平成7年7月1日以後にした特許出願及びそれに係る特許に対して適用される（平6附 § 6、 § 7）。

(3) 平成8年法律第68号（平成9年4月1日施行）

商標については、商標法条約の要請に伴い更新登録の無効審判を廃止することとしたため、商 § 46①の無効理由に、後発的な公益的不登録理由を第5号として追加した。

(4) 平成10年法律第51号（平成11年1月1日施行）

特許、旧実用新案、意匠、商標の無効審判の請求の理由の要旨を変更する補正は認められなくなった。

(5) 平成15年法律第47号（平成16年1月1日施行）

特許、旧実用新案について、付与後の特許異議申立制度が廃止され、無効審判制度へ統合された。無効審判は何人も請求し得ることとした。また、審判請求書の請求理由の記載要件を明確化するとともに、当初記載の請求理由の要旨を変更する新たな攻撃が例外的に許可されることとなった。さらに、無効審判の審決取消訴訟において、訂正審判が請求された場合には、裁判所の決定により審決を取り消して特許庁に差し戻すことができる規定を置き、差し戻された無効審判事件に「訂正審判の請求」を「訂正請求」として吸収す

ることとした。

(6) 平成16年法律第79号（平成17年4月1日施行）

新実用新案について、無効審判が係属した場合、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を、最初の答弁書提出期間内に1回に限り認めることとし、要件を満たさない訂正がされた場合を、新たに無効理由に加えた。

(7) 平成23年法律第63号（平成24年4月1日施行）

ア 特許、旧実用新案無効審判手続において、「審決の予告」を行い、訂正の請求ができるとし、無効審判に係る審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求を禁止した。

イ 二以上の請求項に係る特許、旧実用新案無効審判について、訂正の請求単位及び審決の確定範囲に係る規定等を整備した。

ウ 無効審判の審決の確定後に、当事者及び参加人以外の者が、同一の事実及び同一の証拠に基づいて審判を請求することができることとした。

エ 特許、実用新案登録、意匠登録が、特許等を受ける権利を有しない者の出願に対してされたとき又は共同出願違反に該当する出願に対してされたときは、特許等を受ける権利を有する者は、その権利者に対して権利の移転を請求することができるものとされたことに伴い、権利帰属に係る無効理由についての請求人適格の見直しを行った。

オ 平成23年改正前の法律に基づく訂正をした特許、旧実用新案についての、不適法な訂正を理由とする無効審判（特§123①八）における訂正の目的要件の規定の適用については、平成24年4月1日以降に請求された無効審判であっても平成23年改正前の規定を適用する（平23附§2②）。

(8) 平成26年法律第36号（平成27年4月1日施行）

特許異議申立制度の導入に伴い、特許無効審判について、利害関係人のみが請求できることとした。商標登録無効審判についても、利害関係人のみであることを確認的に明確化した。

3. 特許法における適用条文の事例（参考、付録2, 3）

(1) 特許法36条違反を理由とする無効審判（付録3(5)参照）

ア 昭和50年12月31日以前の出願に対しては、特許法第123条第1項第3号（第

36条第4項又は第5項)を適用する。

イ 昭和51年1月1日以降かつ昭和62年12月31日以前の出願に対しては、昭和62年改正前の特許法第123条第1項第3号(第36条第3項又は第4項)を適用する。

ウ 昭和63年1月1日以降の出願に対しては、平成5年に改正された特許法第123条第1項第4号(第36条第4項又は第5項及び第6項)。

エ 平成7年7月1日以降の出願に対しては、平成6年改正後の特許法第123条第1項第4号(36条第4項又は6項)を適用する。

(2) 不適法な訂正を理由とする特許無効審判

ア 平成5年12月31日以前に平成5年改正前の法律に基づく訂正をした特許、及び平成6年1月1日以降に平成5年改正前の法律に基づく訂正をする特許(施行日に訂正審判が係属していた特許)については、不適法な訂正であることを理由とする無効審判は請求できない(平成5年改正前特許法第129条に基づく訂正無効審判によらなければならない。)

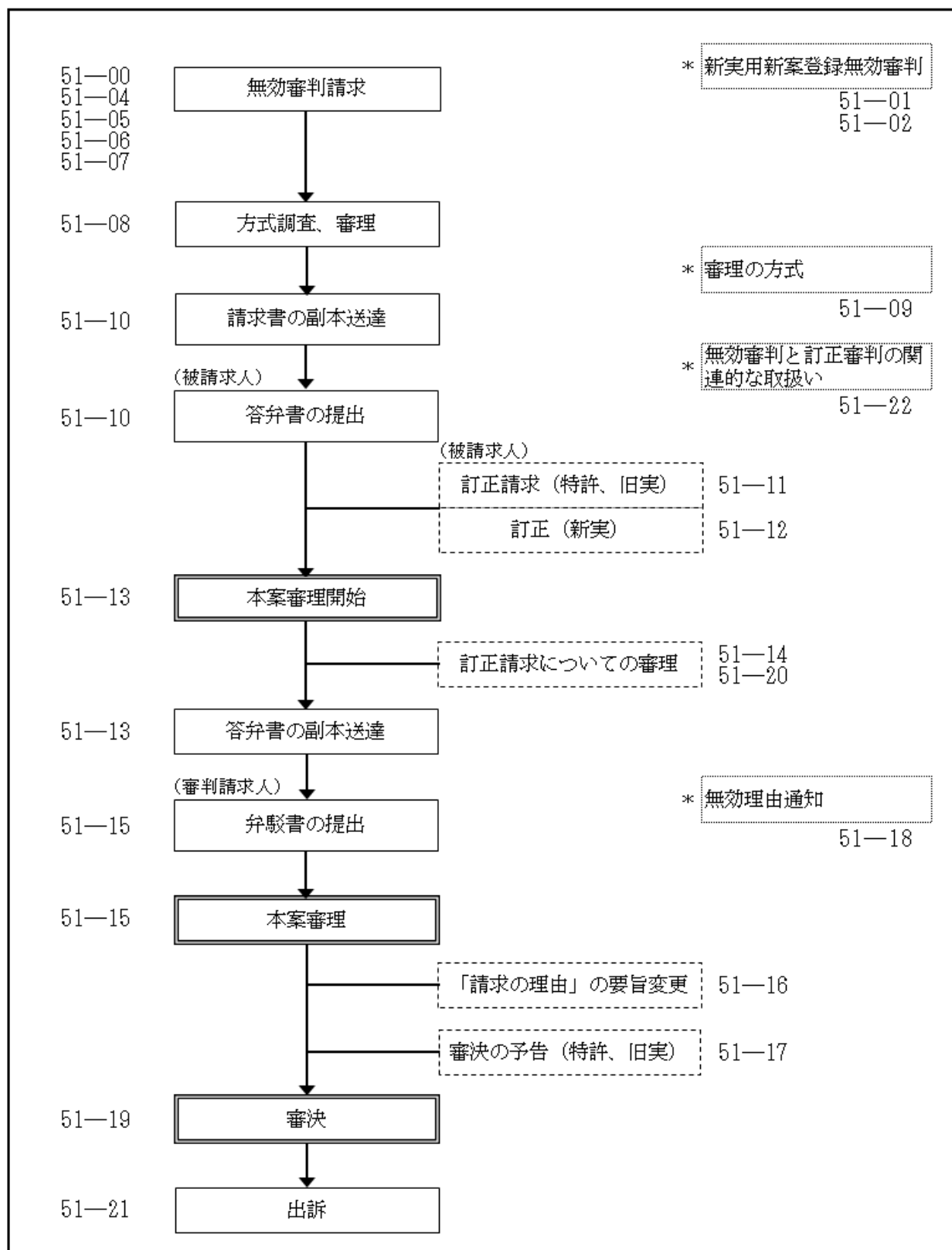
イ 平成6年1月1日以降に平成5年改正法に基づく訂正をした特許(平成7年6月30日以前にされた特許出願に係る特許のうち、上記アを除いたもの)については、平成5年改正後の特許法第123条第1項第7号に基づき、不適法な訂正を理由とする無効審判を請求できる。

ウ 平成7年7月1日以降の出願に係る特許についての訂正に対しては、平成6年改正後の特許法第123条第1項第8号に基づき、不適法な訂正を理由に無効審判を請求できる。

(3) 原文新規事項を理由とする無効審判請求

平成7年7月1日以降の出願に係る特許に対し請求される無効審判に適用する(平成6年改正後の特許法第123条第1項第5号)。

無効審判の手続フロー



(改訂H27.2)